

本件事故当時、警戒区域内に居住し、車椅子で生活してきた申立人が、避難費用（生活費増加費用を含む）及び避難生活に伴う慰謝料（バリアフリー環境が失われたことなどを考慮して増額したもの）等の損害賠償を求めた事例。

和解契約書

原子力損害賠償紛争解決センター平成 年（東）第 号事件（以下「本件」という。）について、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点及び損害項目（4）に関する下記金額を超える損害の存否については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

1 損害項目

（1）避難費用	12万9000円
（2）生活費増額費用	165万6025円
（3）一時立入費用	2万6000円
（4）精神的損害	425万円
（内訳） 一時金	85万円
月額	各20万円
（5）弁護士費用	18万1831円
	（合計624万2856円）

2 期間

平成23年3月11日から平成24年7月31日まで

第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項の損害項目及び期間についての和解金として、金624万2856円の支払義務のあることを認める。

第3 支払方法

（省略）

第4 清算

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限り、その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成24年10月30日

（仲介委員 植村京子）